

社会福祉法人まつかぜの会

令和6年度事業計画書

1. 事業方針

令和6年度は、障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業、生活介護事業、共同生活援助事業は継続した運営を行います。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行して10ヶ月経過した現在、当法人事業もコロナ感染以前のような活気が少しずつ戻って参りました。コロナ禍中の3年間は事業の見直しをしなければいけないのでは、という危機感がありましたが、その経験を踏まえながら今年度はまず経営的に立て直しをはかる安定した事業運営をしていきます。

さらに、利用者の権利擁護・虐待防止に向けた取り組みやサービスの質の向上が求められる中、福祉業界は慢性的な人材不足にも直面しており、当法人においても新規職員募集や人材定着及び資質向上のための研修など取り組みを強化していきます。

新型コロナウイルス感染症は終息した訳ではなく、現在も変異株になり引き続き罹患者が多く出ていると同時にインフルエンザ感染も令和5年度は当法人事業所においてもかなりの感染者がありました。また、近年、大規模な自然災害が全国各地で頻発しており、不測の事態はいつやってくるかわかりません。令和3年より全ての介護事業者はBCP（事業継続計画）の策定や訓練が義務付けられています。利用者が安心して継続的に提供できる体制を維持するために、各事業所BCP策定に基づき研修・訓練等を実施いたします。

障害福祉をとりまく状況は変化し続けている中で、社会福祉法人まつかぜの会は障害福祉サービスの持続可能性の確保のために質の高いサービスを効率的・効果的に提供することにより、一人ひとりが豊かさを実感できる地域共生社会の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

2. 基本理念

社会福祉法人まつかぜの会は、障がい者福祉事業を「障がいのある人もない人も共に社会で生活する」という、インクルーシブ社会の考え方に基づいて実施することにより、障がいのある人たちが「より自分らしく」、「できないことがあっても困ることのない」、「安心した生活」を送ることができる「共生社会」の実現を目指していくことを理念とします。

3. 基本方針

- ①利用者が主役であり一人ひとりの人権を守り、誰もが心身ともに育成されるよう支援します。
- ②利用者の個性や思い、ライフスタイルに添った個別支援を念頭に、普通の市民の普通の生活を目指します。
- ③職員一人ひとりの資質の向上や職員のキャリアアップを図っていきます。
- ④福祉サービスを通じ、地域との結びつきを大切にし、地域に開かれた施設づくりをします。
- ⑤近隣既存事業所との連携を図り、利用に際しての様々な利便性の向上や事業所の人材育成、スキルアップを図っていきます。
- ⑥透明性を堅持し、健全でかつ活力のある法人経営をします。

4. 評議員及び役員等の構成

評議員 7名	理事 6名	監事 2名
畑 利子	柳町 博	山口 真理子
泉 幸江	江澤 嘉男	西山 一美
外山 義哉	篠田 正春	
太田 正和	柳町 美恵子	
藤井 公雄	佐藤 英美	
関田 英美子	郡司 妙子	
室井 一義		

【任期】

評議員 令和6年会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで

理事・監事 令和6年会計年度に関する定時評議員会の終結の時まで

5. 法人評議員会、理事会等開催計画

評議員会	第1回	令和6年6月 中旬	令和5年度事業報告及び計算書類等報告 社会福祉充実計画について
------	-----	-----------	------------------------------------

理事会	第1回	令和6年 5月 下旬	令和5年度事業報告及び計算書類等報告 社会福祉充実計画について 定時評議員会の開催について 令和5年度決算に係る監事監査報告 理事長の職務執行状況の報告
	第2回	令和6年11月 中旬	理事長の職務執行状況の報告
	第3回	令和7年 3月 中旬	令和6年度補正予算 令和7年度事業計画 令和7年度予算 理事長の職務執行状況の報告

6. 設置事業

第二種社会福祉事業（社会福祉法2条）

- (1) 就労継続支援B型事業所豆のちからの運営（定員20名）住所：松戸市緑ヶ丘2-3 4 9
- (2) 多機能型事業所みらいずの運営（定員32名）住所：松戸市稔台7-3 1-1
 主たる事業所みらいず ・生活介護（8名）
 ・就労継続支援B型（12名）
 従たる事業所ぱれっと ・就労継続支援B型（12名）住所：松戸市西馬橋広手町1 3
- (3) 共同生活援助事業花音の運営（ルピナス：定員8名・空床利用短期入所）

7. 重点目標

(1) 経営基盤の強化

- ①既存の就労継続支援B型事業の安定と強化
- ②必要な設備機器等の導入
- ③利用者工賃の向上
- ④共同生活援助花音の運営・経営の安定

(2) 職員の人材育成

- ①内外の研修実施により、障がいの理解・支援方法・権利擁護等、幅広く知識と専門性を高めると共に、各現場・場面での直接指導による技能・技術の向上を目指す。
- ②法人内のキャリアパスを明確に示すことで就労意欲の向上を図る。
- ③職員倫理に添い、福祉に携わる人間としての思いやり、心配りのできる人材を育て利用者支援にあたる。
- ④チームでの連携、連帯を高め、また報連相（報告・連絡・相談）の実行に努めて円滑な業務推進を目指す。

(3) 職員採用計画

- ①新規採用や中途・経験者採用など通年的な取り組みを進める。
- ②職員採用に向けては、法人ホームページ、豆通信、施設見学や職業体験の機会提供等々により福祉職の魅力を発信し、採用に結び付ける方策を積極的に行う。
- ③職員配置計画数に不足の出た事業所にはできる限り早く補充を図る。

(4) 財務基盤の安定

- ①法人財務については、必要とされるサービスを継続的に提供できるよう引き続き財務状況の改善に努める。
- ②人件費支出などの固定費及び事業所設備等の財務負担に影響が出ないように配慮しつつ、事業所及びグループホーム利用率の向上、各種補助金・給付金の活用など適正な財務執行に向け十分な検証を進めていく。

8. 福祉サービスに関する苦情解決

(1) 目的

法人が実施する事業の利用者及び保護者からの苦情に対しては、「社会福祉法人まつかぜの会苦情解決に関する規程」のとおり、各事業所・施設が提供する福祉サービスへの苦情に適切に対応を図り、利用者及び保護者の信頼に応えると共に、福祉サービスの向上に努める事とする。

(2) 内容

- ①苦情解決責任者・苦情受付担当者を置き、随時苦情を受け付ける。

苦情解決責任者：柳町 美恵子

苦情受付担当者：豆のちから 雑賀 安代

みらいず 市川 寿子

花音 柳町 美恵子

- ②円滑かつ迅速に苦情を解決するための処理体制・手順に従い改善・調整を行う。
- ③苦情解決における客観性と社会性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を行うため、公平・中立的な立場にある第三者委員を2名置く。

山口 真理子 (社会福祉士・精神保健福祉士)

藤井 公 雄 (基幹相談支援センターCOCO センター長)

9. 権利擁護と虐待防止の取り組み

- ①職員は知的障がいのある方たちに対するいかなる差別、虐待、人権侵害も許してはならない。
- ②職員が権利擁護への意識を高め、利用者接遇の向上、質の高い支援を目指すために必要な外部研修・内部研修に積極的に参加し、職員一人ひとりの知識と意識の向上に努めるものとする。
- ③障がいのある方たちへの合理的配慮を学習し、配慮された環境や支援の構築を進めると共に権利擁護に努める。
- ④全職員は定期的に会議・打ち合わせ等の場面において、自分たちの支援についての報告をし支援の点検を行うようにする事。また、ケース対応が難しい方たちの支援においては、適切に対応するために日頃から想定される場面において、どのように対応・支援をするのかを決めておき、突然の対応が不適切な行動・言動にならないように心掛ける。
- ⑤利用者の安心・安全の確保のため、事故等の防止、虐待等の防止を目的に、職員会議で当該月の事故や「ヒヤリハット」等を職員全員で原因を究明、検証し、危険な芽を早期に摘み取り、安全の徹底及び再発の防止に努める。

10. 職員研修

(1) 目的

使命を理解し、意欲と熱意をもって取り組むことができる福祉専門職としての職員育成を目指すため、各事業所において職員個々が問題点に着目し、支援や業務システムの向上・改善のための課題意識の醸成を図る。また、専門性の深化と職員・事業間のつながりの強化を図り、専門家としての成長と支援体制の確立を目指す。

(2) 内容

①施設内研修

- ・職員研修担当が講師・アドバイザーとして行う研修会

②施設外の研修

- ・各種主催の研修会の参加（オンライン等参加の場合もあり。）

11. 感染症・衛生管理対策

- ①利用者及び職員、事業所・GHを利用される方たちが、コロナウイルス感染やインフルエンザなどを予防し健康を守るため、「感染症対応マニュアル」に基づき衛生管理に対応するものとする。
- ②食品事業に関する衛生管理、利用者への衛生管理を徹底し、地域社会に食品を販売する認識

を再確認し、意識を高め事故の防止に努めるとともに、食品表示法や関連法の学習を進め法令遵守に努める。

③継続的にサービスを提供できる体制を維持するためにBCP（業務継続計画）に基づく研修や訓練に努める。

④職員の衛生管理に対する知識や意識を向上するために必要な研修への参加や、内部研修に努める。

1.2. 防災計画

(1) 目的

各事業所・施設内において、自力避難の困難な利用者等の緊急避難に重点をおいた、より実践的、効果的な訓練を実施することを目的とする。

人的災害及び自然災害を想定した訓練を行い、必要に応じ消防機関へ依頼し、適切な避難誘導及び、通報・情報収集に必要な知識を職員が身に付け、訓練を行うことにより、敏速かつ安全に行動できる為の支援を行う。

(2) 内容

①実施方法

実施方法は、別に消防計画書として、これを定める。

②内容

総合訓練（消火・通報・避難誘導を連携して行う） 年1回

部分訓練（消火・通報・避難誘導を個別に行う） 年5回

③年間予定表

総合訓練（消火・通報・避難誘導を連携して行う） : 6月

部分訓練（消火・通報・避難誘導を個別に行う） : 4月 8月 10月 12月 2月

④継続的に提供できる体制を維持するためにBCP（業務継続計画）に基づく研修や訓練に努める。

1.3. 車両事故対策

①運転については細心の注意を払い運行する事。

②交通ルールを遵守し、かもしれない運転を心がける事。

③利用者の送迎、製品の販売、納品等は毎日実施するため運転者は特に事故に対する認識を深め、安全運行に努める事。

④日々の自動車の安全を確保するため、車両の定期点検及び日常点検を実施する。不具合箇所があった場合所属管理者に報告し、速やかに整備を行なう。

1.4. 家族・保護者及び家族会との連携

①事業所・施設との契約に際し、個別支援計画や活動内容について、本人および家族・保護者に対し十分な説明をする。

②個別支援計画の変更時に、本人およびに現状の説明と変更の理由、具体的な支援方法を相互

で検討し実施する。

③家族会において、事業の現況報告や意見交換を行い、ニーズを踏まえた良質なサービス提供に繋げる。

15. 関係団体等との連携

①特別支援学校や関係機関等との情報交換を行い、在宅者、特別支援学校生等に体験実習の機会を提供し、進路選択の情報提供に努める。

②他法人と連携し、利用者の作業等や職員間の情報交換をすることで、より良い福祉の支援ができるように努める。

③協力医療機関と連携をし、利用者の健康管理及び緊急医療や予防接種など速やかに対応できるように努める。

16. 職員等組織

豆のちから（就労継続支援B型事業所）

管理者（施設長）	1名（みらいず管理者兼務）
サービス管理責任者	1名
生活支援員	3名（常勤1名、常勤兼務1名、非常勤1名）
職業指導員	2名（常勤非常勤1名）

みらいず（多機能型事業所）

管理者（施設長）	1名（豆のちから管理者兼務）
サービス管理責任者	1名
[生活介護]	生活支援員 4名（常勤1名、常勤兼務1名、非常勤2名）
	看護師 1名（非常勤）
[就労継続支援B型]	生活支援員 2名（常勤兼務1名、非常勤1名）
	職業指導員 2名（常勤1名・目標工賃達成指導員、非常勤1名）
[従たる事業所ぱれっと・就B]	生活支援員 1名
	職業指導員 1名

共同生活援助事業花音（グループホームルピナス1・2）

管理者（施設長）	1名（サービス管理責任者兼務）
サービス管理責任者	1名
生活支援員	1名（常勤）
世話人	1名（非常勤）
夜勤	2名（内常勤1名、非常勤1名）

豆のちから（就労継続支援B型事業）

今年6年度 事業計画

1. 運営方針

豆のちからは、生産活動や施設外就労を通じて働く意欲や楽しみを得られる事業所を目指します。また、働くことなどを通して地域に貢献し認められることで、一人ひとりが自己の成長を意識できるよう支援していきます。そのために必要な、安心して通所し仕事をする環境を提供することに努めます。

また、虐待防止委員会の活動に真摯に取り組み、すべての職員が理解を深め、支援の現場での対応に生かすよう努めていきます。

2. 支援目標

- (1) 工賃向上 : とうふ・菓子・パン等の製造販売を充実させ、販売先の拡充を図る。また、並行して受注作業の取組みを行い、安定した工賃に繋がるように努める。
- (2) 意欲と楽しみ : 製造したものを売ることによって工賃につながることを認識し、働く意欲を高める。またイベント販売等に積極的に参加し貢献することで、地域に認められ通所することに楽しみを見出していけるよう支援する。
- (3) 作業能力の向上 : 利用者の向上心を尊重しできることを増やしていき、様々な経験を通して作業能力の向上を図る。また、向上が認められた利用者に対し、就労継続A型事業所の利用や一般就労などを提案・検討し、その機会を提供する。
- (4) 食への安心・安全 : 食への安心・安全への意識を高める。地域に商品を製造販売する事業に取り組んでいることを改めて意識し、食材の仕入れ・搬入・保管・取り扱いと製造に至るまでのプロセスを含み、食材の扱い方から食の安全が保たれることを全員で取組める事業所となる。
- (5) 事業所内の衛生の徹底 : 利用者、職員が生活や仕事がしやすい場所にするため、事業所内の環境整備に努める。活動時間中に必ず清掃時間を設けるなどして利用者と共に清掃に取り組み職場の美化に当たる。利用者、職員は常に整理整頓・清掃・清潔を意識し、とうふ・菓子・パン製造販売業の事業所として感染症や疾病予防、食中毒予防に取り組む。

3. 定員 20名（現員 18名）

4. 事業内容

- (1) とうふ・菓子・パン製造と販売
- (2) 各種イベント販売
- (3) 施設外就労 2件
 - ・ 榎太田製作所（本社ビルと工場内の清掃）月曜日～金曜日
 - ・ 榎太田製作所（軽作業）月曜日～金曜日
- (4) 受注作業

- ・(株)アークフォワード（地域新聞の折り込み作業）
- ・(株)タカシマ（ネジの組み立て等）
- ・(株)ケーワイケー（製函）
- ・(有)ミラクルパワーズ（袋詰め・梱包など）
- ・ブックオフ松戸駅東口店（衣類雑貨品の値付け）
- ・その他

(5) 余暇活動等

- ・おたのしみ会（食事会・クリスマス会など）
- ・DVD鑑賞

5. 食品表示法への対応

- ・食品表示法について、職員は勿論、利用者も理解を深めることが必要である。
- ・製品のロスや異物混入等の製造におけるリスクマネジメントについて、製造業に携わる職員としての意識を高める。
- ・衛生管理における確認事項の見える化・標準化を行い、実際に運用して改善を重ねていくことで、製造にかかわる全ての者に衛生管理の徹底を図る。

6. 日課

時間	利用者	職員
8：30		出勤、ミーティング
9：00	朝礼、午前作業開始	朝礼、生産等支援開始
12：00	昼食、休憩	昼食、服薬支援
13：00	午後作業開始	生産等支援開始
15：00	作業場片付け、清掃	清掃業務等利用者支援
15：30	作業終了、帰宅	売上確認・支援記録等記入
17：00		退勤

7. その他

この計画に定めのない事項については、法人事業計画及び各種規程に準拠する。

みらいず（多機能型事業）
今年6年度 事業計画

1. 運営方針

みらいずは、利用者のその人らしい自己実現に向けた生活ができるよう支援していきます。生産活動や一般企業での施設外就労等の支援を通じて働く喜びを感じ、日常の様々な体験の中で、やりがいや生きがいを感じてもらえることを心掛けます。

私たちは、一人ひとりの利用者が望む暮らしや将来を共に考え、実現できるよう、適切な支援の提供を目指して、研修などを通じた支援技術の習得等に努めていきます。また、利用者本人を中心に様々な地域資源との繋がりを大切に考え、家族や地域の方々、行政や関係機関などとの連携をより深め、地域福祉の推進に努めていきます。

2. 支援目標

- (1) 利用者個々の適正に応じた作業環境を整え、安全で自ら進んで取り組むことが出来る効率的な作業工程や支援の構築に努める。
- (2) 安定した作業量を確保し、生産性を高めることを通して工賃向上に努める。
- (3) 利用者一人ひとりの人権を尊重し、利用者の立場に立った支援提供に努める。
- (4) 半年に1回以上のモニタリングを実施し、支援提供状況の見直しを行う。
- (5) 職員の勝手な思い込みや都合で利用者の混乱を招かぬよう、個別支援計画の共通認識を持ち、統一した支援提供が行えるように努める。

3. 定員 32名（現員 30名）

就労継続支援B型 みらいず 定員12名（現員10名）

生活介護 みらいず 定員 8名（現員8名）

就労継続支援B型 みらいず従たる事業所ぱれっと 定員12名（現員 12名）

4. 事業内容

○就労継続支援B型 みらいず

(1) 施設外就労

- ・㈱太田製作所（本社ビルと工場内の清掃作業） 月曜日～金曜日
- ・㈱太田製作所（軽作業） 月曜日～金曜日
- ・リユース工房くりんくる（リユース品清掃・販売） 水曜日、隔週日曜日

(2) 受注作業

- ・マルヒロ㈱（金具組み立てセット等）
- ・㈱タカシマ（ネジ組込作業等）
- ・㈱アークフォワード（チラシ折り込み作業）
- ・㈱ファイン物販（商品袋詰め）
- ・㈱L I N E R 広告社（チラシ折り）

・その他

(3) 余暇活動等

- ・調理実習
- ・お楽しみ会（誕生日会・クリスマス会など）

○生活介護 みらいず

(1) 受注作業

- ・マルヒロ㈱（金具等組み立てセット等）
- ・㈱タカシマ（ネジ組込作業等）
- ・㈱アークフォワード（チラシ折り込み作業）
- ・㈱L I N E R 広告社（チラシ折り）
- ・その他

(2) 余暇的支援等

- ・ドライブや散歩
- ・調理実習
- ・お楽しみ会（誕生日会・クリスマス会など）

(3) 健康観察

週1回、看護師が利用者のバイタルチェックや相談・健康管理をする。

○就労継続支援B型 従たる事業所ぱれっと

(1) 施設外就労

- ・㈱太田製作所（軽作業）月曜日～金曜日
- ・㈱太田製作所（本社ビルと工場内の清掃作業）月曜日～金曜日

(2) 受注作業

- ・長谷川（商品袋詰め）
- ・㈱大成美術プリンティング（メモ用紙の袋入れ）
- ・マルヒロ㈱（金具等組み立てセット等）
- ・その他

(3) 余暇活動等

- ・お楽しみ会（クリスマス会など）
- ・お話し会（絵本の会たんぽぽ）

5. 日課

○就労継続支援B型

時間	内容
8：30～ 9：00	職員打合せ
9：00	利用者登所
9：00～ 9：15	清掃・朝礼

9 : 15 ~ 12 : 00	生産活動
12 : 00 ~ 13 : 00	昼食・休憩
13 : 00 ~ 15 : 20	生産活動
15 : 20 ~ 15 : 30	清掃・降所準備
15 : 30	利用者降所

○生活介護

時間	内容
8 : 30 ~ 9 : 00	職員打合せ・利用者送迎
9 : 30	利用者登所
9 : 30 ~ 12 : 00	生産活動・ドライブなど
12 : 00 ~ 13 : 00	昼食・休憩
13 : 00 ~ 15 : 00	生産活動・ドライブなど
15 : 30	利用者降所・利用者送迎

6. その他

この計画に定めのない事項については、法人事業計画及び各種規程に準拠する。

花音（共同生活援助事業）
令和6年度 事業計画

1. 基本方針

- (1) 一人ひとりの顔が見える小集団の共同生活を通し、その人らしい暮らしが築ける支援を心がける。
- (2) 利用者が生活全般にわたり自立した生活が送れる支援を行う。また、利用者の人格及び人権を尊重した支援を基本とし、利用者と支援者が共に育ち合える関係を築くことを目指す。

2. 運営方針

- (1) 利用者の自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の支援・介護や相談その他の日常生活上の支援を行うことにより、入居者の暮らしの充実を図る。
- (2) 利用者の日中活動事業所との連絡調整や、余暇活動の支援等に努める。
- (3) 関係市及び地域の福祉・医療サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (4) 各利用者の特性や生活に合わせ、利用者個々のニーズと目標に沿った援助を行う。
- (5) 事業の充実並びに支援員の専門性及び資質の向上に努め、適切なサービスの提供を図る。
- (6) 受入対象者への支援方法の検討を継続しながら、支援者自身が安心・安全に支援を提供できる支援体制を可能な限り整えていく。

3. 支援目標

- (1) 利用者の希望や思いを察知できるよう努め、ルピナスで安心して豊かな生活が送れるよう支援を行う。
- (2) 体重測定や検温・血圧測定などを実施し、体調の変化を把握し、日中事業所、家庭、医機関との連携をはかり必要な対応を行う。また感染症予防を徹底する。
- (3) 利用者同士の関係づくりや交流を図れるよう支援する。
- (4) 研修や学習（職員会議、ケース会議等）支援者の資質向上に努める。

4. 利用定員 8名（空床利用型短期入所併設）

5. 支援内容

- (1) 個別支援計画の策定と計画に沿った支援の実施
- (2) 生活支援
 - ①食事の提供(朝と夕)
 - ・利用者の健康面を考慮した食事、栄養バランスのとれた食事を提供する。
 - ・買い物、食事準備、必要に応じた昼食の提供
 - ・食堂、台所、食器等の衛生保持と管理
 - ②健康にかかる支援

- ・服薬、通院、受診等の管理、相談、同行
- ・規則正しい生活、清潔、衛生面についての相談、助言、支援
- ・朝、夕の健康状態の確認
- ・利用者の家族、日中活動事業所等、医療機関との連携のもと、健康保持に努める。

③入浴及び排泄

- ・利用者のプライバシーには十分配慮し、一人ひとりに合わせた支援を実施する。

④生活に関する相談・支援

- ・利用者が自分で解決しかねる問題、助言が必要な状況、経験がないことにより自己判断しかねる事項等状況を考慮し、適切な相談・支援を行う。

(3) 日中活動事業所等との連絡調整

利用者に関わる重要連絡事項、体調不良等必要に応じて連絡調整を行う。

(4) 利用者に対する緊急時の対応

利用者の生命、安全を第一に考えた速やかな対応をする。家族、関係機関との連絡調整を行う。

(6) 余暇支援

利用者のニーズに応える活動を取り入れ、余暇活動の充実を図り生活基盤の安定に努める。地域における行事やイベントに積極的に参加することで地域住民との関りを大切にする。

6. グループホームルピナスでの過ごし

時 間	内 容
7:00～ 8:30	起床・朝食・身支度
8:00～ 9:00	通所施設へ出勤
16:00～17:00	帰設・自由時間・入浴
18:00～19:00	夕食・自由時間
19:00～22:00	自由時間・入浴・就寝準備
22:00～	就寝

7. 支援体制

11:30 ～ 20:00	生活支援員
20:00 ～ 翌8:00	夜勤支援
8:00 ～ 9:30	生活支援員

8. 世話人・生活支援員等会議

共同生活援助の使命を実現し職員の総力を結集してその実を上げるため、グループホーム運営及び個々の必要な支援についての共通理解を得る目的で、定期的または必要に応じて支援会議を開く。

9. その他 この計画に定めのない事項については、法人事業計画及び各種規程に準拠する。

花音（短期入所事業）
令和6年度 事業計画

1. 運営方針

- (1) 家庭から離れての生活を体験する事により将来の自立に向けての見通しを持てるよう体験の場所として、短期入所のための居室をグループホームルピナスに併設する。
- (2) 利用者とその家族の緊急時の支援を主たる目的とし、法令の定めに基づき、宿泊を伴う支援を提供する。
- (3) 利用者の状況に応じ、食事提供や入浴、排泄等必要な支援を適切に行う。

2. 支援目標

- (1) 利用者の意思や人格を尊重し、普段通りの日常生活を過ごせるような支援を行う。
- (2) 利用される方の声に耳を傾けながら、よりよい宿泊体験ができるように調整していく。

3. 利用定員 グループホームの空床利用

4. 支援内容

(1) 食事の提供

利用者の健康面を考慮した食事。栄養バランスのとれた食事を提供する。

(2) 入浴及び排泄

利用者のプライバシーには十分配慮し、一人ひとりに合わせた支援を実施する。

(3) 生活に関する相談・支援

利用者が自分で解決しかねる問題、助言が必要な状況、経験がないことにより自己判断しかねる事項等状況を考慮し、適切な相談・支援を行う。

(4) 健康管理

利用者の健康状態に留意し、利用者の家族、日中活動事業所、医療機関等との連携のもと、健康保持に努める。

(5) 日中活動事業所等との連絡調整

利用者に関わる重要連絡事項、体調不良等必要に応じて連絡調整を行う。

(6) 利用者に対する緊急時の対応

利用者の生命、安全を第一に考えた速やかな対応をする。家族、関係機関との連絡調整を行う。

5. グループホームルピナスでの過ごし

時 間	内 容
1 日 目	
15:00～18:00	入所・自由時間・入浴
18:00～19:00	夕食・自由時間
19:00～22:00	自由時間・入浴・就寝準備

22:00～	就寝
2日目	
7:00～ 8:00	起床・朝食・身支度
8:00～ 9:00	通所施設へ通所

6. 支援体制

11:30 ～ 20:00	生活支援員
20:00 ～ 翌8:00	夜勤支援
8:00 ～ 9:30	生活支援員

7. その他

この計画に定めのない事項については、法人事業計画及び各種規程に準拠する。